

# 簡易水道たより

簡易水道とは...給水人口が101人以上5000人以下の水道事業になります。

令和2年度  
審議分

## 水道事業の経営健全化に向けて 簡易水道事業審議会から答申書が提出されました。

審議会の議事録等は市ホームページをご覧ください。

### 簡易水道事業審議会とは

#### 内容

事業の経営のあり方などについて、地域住民や学識経験者、関係機関、公募市民の方などが審議し、市に答申や意見を行うものです。

#### 令和2年度の開催状況

計5回審議し、市からの諮問に対して答申書をまとめ、令和3年7月に市に提出されました。



エビラ沢取水場の確認



審議会の様子

### 諮問・答申の概要について

#### 市から審議会への諮問の内容

#### 簡易水道事業の経営のあり方について

について諮問しています。

具体的には

- ① 取組むべき方策の優先順位
- ② 取組むべき方策の具体的内容・手段

#### 審議会から市への答申の内容

#### ① 取組むべき方策の優先順位

早期に取組むべき方策

- (ア)アセットマネジメント(1)の推進
- (イ)経営戦略(2)の策定
- (ウ)地域水道ビジョン(3)の中間見直し
- (エ)施設耐震化計画(4)の策定

今後継続的に取組むべき方策

- (オ)広域化の段階的取組
- (カ)維持管理体制の強化
- (キ)業務継続計画(BCP)(5)の策定

(オ)(カ)(キ)の「具体的内容・手段」については、令和3年度に審議し答申予定です。

- (1) 中長期的な視点で効果的に施設を管理・運営する活動
- (2) 財政的な裏付けとなる中長期的な経営の基本計画
- (3) 水道に関する課題に対処するため具体的な施策及び方策等を示した計画
- (4) 既存施設の重要度や優先順位を考慮し計画的に耐震化に取り組むための計画
- (5) 大規模災害発生直後において優先度の高い業務を実施・継続するための計画
- (6) デジタル化された情報を通信する技術

#### ② 取組むべき方策の具体的内容・手段

##### (ア)アセットマネジメントの推進

##### 支出の削減

下水道部との組織統合による業務の効率化を図ることが妥当

市職員による直営業務の外部委託を推進することが妥当

青根地区のエビラ沢取水場と中間貯留槽について、効率的な運用に変更することが妥当

スマートメーターなどICT(6)の導入により経費削減を図ることが妥当

##### 収入の確保

使用者に適正な負担を求めることが必要だが、可能な限り効率的な経営を行っても不足する経費は公費負担によって担うことが妥当

料金体系を受益者負担の原則から、第一に、従量制に統一、第二に、市民の料金格差の解消を図る観点から県営水道と同水準にすることが妥当

料金改定の特例措置として、概ね5年間の激変緩和措置を講じることが妥当

青根地区は従量制移行の課題となる漏水の解消に向けた実態の把握や水使用の適正化に向けた啓発などの取組を検討することが望ましい。

料金改定にあたっては、使用者の理解が得られるよう丁寧に説明し、地域と必要性やプロセスを共有することが妥当

令和2年度は4つの「早期に取組むべき方策」の内容について審議しました。

##### (イ)経営戦略の策定

アセットマネジメントの内容を踏まえ早期に経営戦略を策定することが妥当

##### (ウ)地域水道ビジョンの中間見直し

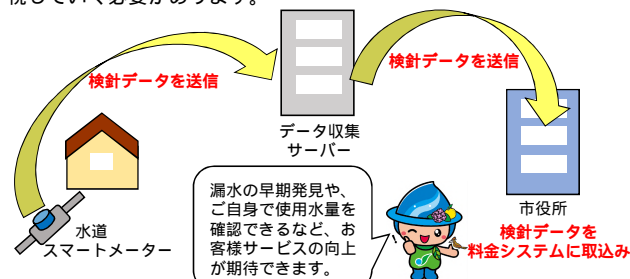
統合整備事業や公営企業会計移行を踏まえ内容を更新することが妥当

##### (エ)施設耐震化計画の策定

既存施設の重要度や優先順位を考慮した計画を策定することが妥当

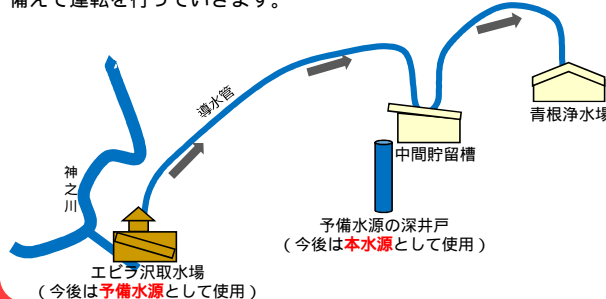
### 水道スマートメーターとは

ご家庭の水道メーターの検針について、市の調査員が現地を確認せずに、無線や有線によりデータを送り使用状況を把握することができる仕組みです。導入にあたっては、今後の技術開発による価格動向に注視していく必要があります。



### エビラ沢取水場と中間貯留槽の運用変更について

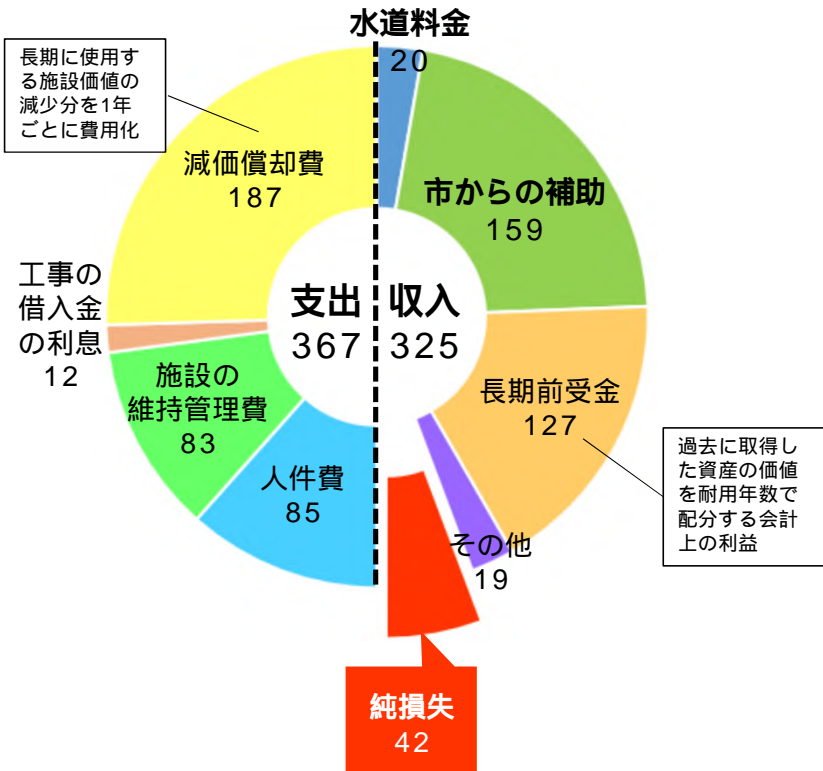
現在の青根地区の水源地であるエビラ沢取水場を予備水源とし、中間貯留槽の深井戸を新たに水源として運用することで、年間の電気料を約10%削減できる見込みです。エビラ沢取水場は予備水源として非常時などに備えて運転を行っていきます。



収益的収支

単位：百万円（税抜）

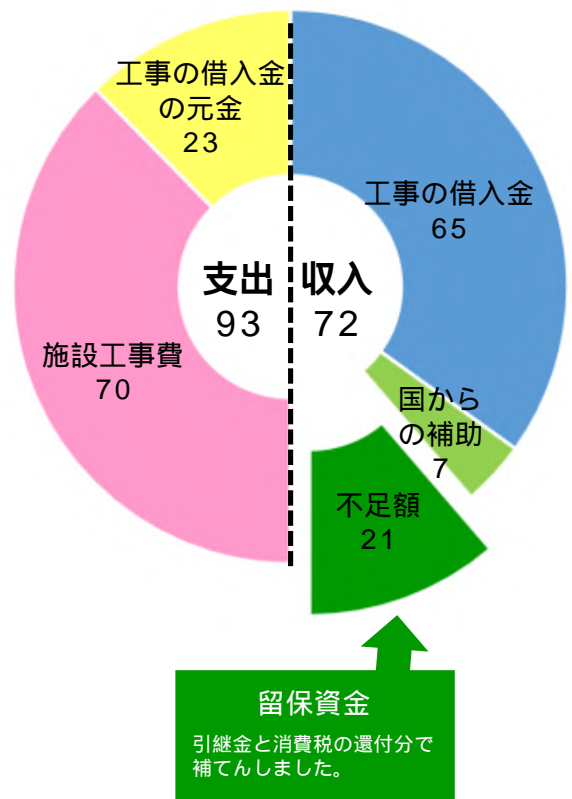
水道事業を運営するための収入と支出



資本的収支

単位：百万円（税込）

水道の施設をつくるための経費と財源



水道料金2,000万円だけでは運営が難しいため、市から1億5,900万円の補助を入れています。

4,200万円の赤字となっており、このままでは経営が成り立ちません。収支改善が必要です。



主な施設工事としては、青根浄水場の処理水槽の改修を行いました。

令和2年度の決算書は市ホームページをご覧ください。

引越し等の際に必要な手続きについて

引越し等により、水道を使わなくなる場合、「休止届」を必ず提出してください。使わなくなる日付をお知らせいただくことで、その日までの使用料を請求させていただきます。

【休止届の入手先】

相模原市ホームページで検索

簡易水道 休止

「給水装置使用開始（廃止・休止）届」をダウンロード

給水管を道路上からすべて撤去する場合には「廃止届」を提出していただきます。

水道料金のお支払い 口座振替が便利です 手続きはインターネットからでもできます

Web口座振替受付サービスで手続き

お申込み方法

相模原市ホームページで検索

簡易水道 口座

「Web口座振替受付サービス」を選ぶ

「簡易水道使用料（外部リンク）」を選ぶ

受付サイトで

必要事項を入力



金融機関で手続き

お申込み方法

口座振替依頼書を記入

依頼書は市内の利用可能な金融機関の窓口または津久井土木事務所にあります。

手続きに必要なもの

- 「依頼書」
- 「預貯金通帳」
- 「口座届出印」
- 「使用料の納入通知書」

口座振替に対応している金融機関の窓口にて提出

市設置浄化槽をご使用の方へ

市設置浄化槽を使用されている方は、簡易水道の使用を開始、廃止、休止、再開の際は、浄化槽の手続きもお願ひします

《手続き先》

津久井下水道事務所  
042-780-1410



簡易水道使用料第4期分

（10月・11月分）の納入期限は

令和4年1月4日になります。

【編集・発行】

相模原市 津久井土木事務所 簡易水道班

〒252-5172 神奈川県相模原市緑区中野633

042-780-8210